

裁判所に書類を提出される方へ

事前に確認していただくこと

裁判所に書類を提出される方は、次の点を確認した上、提出してください。

1 マイナンバー（個人番号）の記載がないこと

2 事件の関係人に知られたくない情報（非開示希望情報）の記載がないこと

※ 例えば、事件の関係人に知られることで、あなたに危害が加えられるおそれがあることなどを理由に、住所などの情報を事件の関係人に知らせないように希望を申し出ることができます。そのような情報のことを「非開示希望情報」といいます。

※ 裁判所に提出した書類は、事件の関係人が見たり、コピーを取る可能性があります。書面を提出するときは、その書面に上記1及び2の記載がないか十分に確認してください。→裏面①参照

上記1又は2の記載がある場合

① 非開示希望情報が記載された書類を提出する場合は、ご自分で、その部分を隠す処理（マスキング、黒塗り）をし、その上でコピーをしたものを提出してください。

※ マイナンバー（個人番号）が記載された書類を提出する場合も同様の処理をしてください。→裏面②参照

② やむを得ず、非開示希望情報が記載された書類をそのまま提出する場合は、「非開示希望申出書」に添付して提出していただく必要があります。ただし、非開示希望申出書を提出しても、必ず希望どおりに事件の関係人に見せないという扱いにはならず、裁判所の判断により事件の関係人に見せる可能性があります。

→裏面③参照

※ 裏面もあります。

(裏面)

- ① 提出された書類は、事件の関係人からの請求により、事件の関係人に内容を見せること(「閲覧」といいます。)、コピーを取ること(「謄写」といいます。)が認められる可能性があります。そのため、提出前に、書類に非開示を希望する情報が含まれていないかをご自身で十分に確認してください。また、例えば、住所の非開示を希望する場合、その住所を推知させる、通院先、通学先、金融機関の支店名などの情報(以下「推知情報」といいます。)が含まれていないかも、ご自身で確認してください。
- ② もし、裁判所に提出する書類に事件の関係人に知られたくない情報が記載されている場合には、その部分を黒塗りしたものをコピーするなどして提出してください(例えば、住所を知られたくない場合には、住所を黒塗りしてコピーするなど)。
- ③ 事件の関係人に知られたくない情報であるが、やむを得ず、裁判所に知らせる必要のある情報を記載した書面を提出する場合

ア 提出する書類ごとに、「非開示希望申出書」に必要事項を記入し、同申出書の次にその書類をホチキスなどで留めて一体で提出してください(「非開示希望申出書」が留められていなかった場合、非開示希望の書類と扱わないことがあります。)。なお、書類の一部の情報について非開示を希望する場合には、その部分(推知情報の部分も含む)をマーカーで色付けしてください。

イ 「非開示希望申出書」は事件ごとに提出する必要があるため、以前申立てをして終了した事件や関連する他の事件で提出済みであっても、改めて提出する必要があります。

ウ ただし、「非開示希望申出書」を提出したからといって、必ず非開示となるものではなく、非開示となるかどうかの確定的判断は、原則として事件の関係人による閲覧・謄写の請求時における裁判官の判断によります。そして、裁判官の判断で非開示とならなかった場合でも、提出した書面を撤回することはできず、事件の関係人に閲覧・謄写が認められることとなります。

したがって、絶対に知られたくない情報が記載された書面については、上記②のとおり、黒塗りしたもののコピーを提出してください。

(別一審判用)